

# 開戦と終戦のとき

—— 大戦外交の実像 ——

田中清定 著

現代図書



# 開戦と終戦のとき

— 大戦外交の実像 —

田中 清定 著

現代図書



## まえがき

一九九五年の終戦五〇周年を迎えようとするころ、太平洋戦争の開戦と終戦をめぐる世上の論議が活況を呈し始めた。それに触発されて、まえまえから胸中に燦っていた問題意識が再燃し始め、あらためて開戦と終戦の経緯について焦点を絞った疑問解明を思い立った。

開戦と終戦という国家の存亡がかかっている状況下の日本の外交について、渦中の当事者になったつもりで、あれこれ自問自答を重ねつつ、その実相に迫ろうとした。

もともと私の専門分野は労働法であり、外交史は専門外ではあるが、そのためか、かえってこだわりなく、思い切つて大問題の核心に踏み込めたのかもしれない。

その結果については、とりあえず党書の形でまとめ、勤務先の関東学園大学法学部の「法学紀要」一号（平成7年12月）に掲載したところ、テーマが一般の関心になじみやすいためか、紀要論文にしては意外にも若干の反響があったので、今回、たまたま機会を得て、一般向けの冊子として上梓する

こととした次第である。

内容は、ほぼ紀要掲載当時のままであるが、全体を通じ行文上の調整を加えるとともに、繁雑な注を本文に繰り入れるなど、若干の整理を施した。

という次第の小冊子ではあるが、戦中・戦後の体験を共有する旧友や家族への、ささやかな贈り物としたい。

そしてできれば、戦中・戦後の体験のない若い人々にも、ご一読いただければ幸いである。というのも、「新しい世紀において、自分たちの国は何を目標とし、何を理想として抱きしめるべきか。今日の日本の人がそう自問するとすれば、恐ろしい戦争のあとのあのめったにないほど流動的で、理想に燃えた平和の瞬間こそ、もっとも重みのある歴史の瞬間として、振り返るべきものではないだろうか。」（ジョン・ダワー「敗北を抱きしめて」上、「日本の読者へ」末尾）と思うからである。

二〇〇二年八月一五日

著者

## 目次

はじめに	1
一 開戦への流れ	11
I 戦後の見えない開戦計画	11
1 日本の視界	11
2 連合国の視界	16
II 日米交渉	19
1 日米諒解案	19
2 最後の譲歩案	22
a 日本の交渉姿勢	22
b 最後の譲歩案の提示	26
3 ハル・ノート	33
a 経緯と内容	33

	b	日本の対応	44
	c	策謀か洞察か	48
	4	対米覚書	54
	a	覚書伝達の遅延	54
	b	覚書の趣旨	55
	c	東郷の弁明	59
	d	攻撃開始の時刻	66
	e	駐米日本大使館の困惑	69
	f	問題の背景	71
	g	駐日大使への伝達	78
	5	大統領親電	84
	a	電報の遅配	84
	b	親電の内容	89
	c	親電の扱い	92



二	終戦への迷路	103
1	終戦工作	104
2	降伏への逡巡	113
3	ポツダム宣言と憲法改革	123
	むすび	133
	《主な参考文献・資料》	137
	日米開戦外交年表	141
	終戦年表	147

## 引用文献の略称

- 阿部 阿部善雄『最後の「日本人」——朝河貫一の生涯』（1983）（1994 岩波・同時代ライブラリー）
- 五百旗頭 五百旗頭真『米国の日本占領政策』（上・下）（昭60、中央公論社）
- 入江 入江 昭（篠原初枝訳）『太平洋戦争の起源』（1991 東京大学出版会）
- 岡 岡 義武『近衛文麿』（1972 岩波新書）
- 奥村 奥村房夫『太平洋戦争前夜の日米関係』（1995 芙蓉書房）
- 加瀬 加瀬俊一『日本外交史』23（日米外交）（昭45、鹿島平和研究所出版会）
- 外交主要文書 外務省『日本外交年表並主要文書一九四〇—一九四五』（昭50、原書房）
- 木戸 『木戸幸一日記』（1966 東京大学出版会）
- 来栖 来栖三郎『泡沫の三十五年——日米交渉秘史』（昭61、中公文庫）
- グルー回想録 Joseph C. Grew, Ten Years in Japan, 1944
- 石川欣一訳『滞日十年』（昭23、毎日新聞社）
- 児島 児島 襄『太平洋戦争』（1965 中公新書）

塩崎 塩崎弘明『日英米戦争の岐路』(1984 山川出版社)

昭和天皇 『昭和天皇独白録』(1995 文春文庫)

杉原 杉原誠四郎『日米開戦とポツダム宣言の真実』(1995 亜紀書房)

杉山 参謀本部編『杉山メモ』(上・下) (1989 原書房)

須藤 須藤真志『日米開戦外交の研究』(昭61、慶応通信)

終戦史録 外務省編纂『第二次大戦終戦史録』(1990 山手書房新社)

祖父東郷 東郷茂彦『祖父・東郷茂彦の生涯』(1993 文藝春秋)

太平洋戦争 細谷千博・本間長世・入江昭・波多野澄雄編『太平洋戦争』(1993 東京大学出版会)

東郷 東郷茂徳『時代の一面——大戦外交の手記』(1989 中公文庫)

特殊情報 日米外交関係雑纂『太平洋ノ平和並東亜問題ニ関スル日米交渉「特殊情報」綴』(外務省外  
交史料館蔵)

富田

富田 富田健治『敗戦日本の内幕——近衛公の思い出』(昭37、古今書院)

西 西 春彦『回想の日本外交』(1965 岩波新書)

日米交渉文書 外務省編纂『日本外交文書・日米交渉——太平洋戦争』(平2、外務省)

- 野村 野村吉三郎『米国に使用して——日米交渉の回顧』（昭21、岩波書店）
- 萩原 萩原延壽『東郷茂徳——伝記と解説』（1985、原書房）
- 原田 原田熊雄『西園寺公と政局』第八卷（昭27、岩波書店）
- ハル回想録 Cordell Hull, The Memories of Cordell Hull, 1938
- 宮地健次郎訳『コーデル・ハル回想録』（昭24、朝日新聞社）
- 細谷 細谷千博『兩大戦間の日本外交』（1988、岩波書店）

## はじめに

「運命の女神は、人間が彼女の計画に逆らう行動をとろうとすると、その者の心を盲目にする」——これは、マキアヴェリがローマ盛衰の歴史に思いを馳せながら引用した史家リウイウスの言葉であるが、それがそのまま当てはまるかのように、わが日本は、アジアにおける既得権益と軍事的プレゼンスに固執するあまり、太平洋を舞台に欧米諸国に対する「捨ばち」の挑戦にのめり込んだのである。

\* 『木戸幸一日記』の昭和一六年七月三日の項には、天皇から「永野軍令部総長の拝謁の際ご下問に対し奉答につき御話あり」、「永野は日本海海戦の如き大勝は勿論、勝ち得るや否も覚束なしと奉答せり」、「斯くてはつまり捨ばちの戦をすることにて、誠に危険なりとの御感想にて、真に恐懼に堪えざる次第なり」とある。

\*\* 原田熊雄の『西園寺公と政局』（八巻三三五頁、昭和一五年九月一四日の記述）には、山本五十六聯合艦隊司令長官の言として、「アメリカと戦争するということは、ほとんど全世界を相手にするつもりにな

らなければ駄目だ。要するにソヴィエトと不可侵条約を結んでも、ソヴィエトなどといふものは當てに  
なるもんぢやない。アメリカと戦争してゐる内に、その条約を守つて後から出て来ない、といふことを  
どうして誰が保證するか、一とある。

そして、第二次大戦の仕掛人ドイツが降伏してからも三カ月にわたり連合国に抵抗した最後の国であ  
りながら、ポツダム宣言という敗者復活の可能性をも示唆した好条件の下で連合国に降伏し、しかもド  
イツのような本土分断の憂き目にも逢わず、その後の五〇年を通じて平和と繁榮、自由と民主主義を謳  
歌してきたことを考えるとき、ぎりぎりのタイミングながらポツダム宣言を受諾したことが運命の女神  
の意に沿うものであつたことは確かである。かつて、ヘーゲルは、ナポレオンが敗戦国スペインに国制  
改革を押しつけて失敗したことを例に挙げて憲法の本質を説いたが、歴史は必ずしも繰り返さなかつた。  
この戦争をめぐるのは、双方の主役たちの弁明を含めて、相手方の非を挙げて開戦がやむをえなかつ  
たことを強調する見解が根強く繰り返されると同時に、他方、史家の立場からは、歴史の道程をわか  
りやすく説こうとして因果関係の連鎖を説明し、成るように成つた歴史的必然性の証明に努めること  
になりやすい。

しかし、人間の歴史は、その瞬間瞬間においては、広い狭いの差はあつても過去から未来への選択肢の連鎖なのであつて、歴史から学ぶことができるのも、その連鎖の節目節目に身をおいて選択を体験するからにはかならない。

そこで本書では、終戦五〇周年を機に百家争鳴の折から、開戦と終戦の経緯におけるいくつかの重要な節目を問い直してみることとした。昭和の激動期に育つた一人として、この機会に半世紀前の緊迫した時代が直面した課題を、過去のこととして回顧するのではなく現在に通ずる課題として、自分なりに確かめ直そうということである。

ところで、過ぐる戦争の性格、アジア諸国に対する日本の姿勢などについては、あらためて議論噴出の状態にあるが、こうした問題を論議するにあたって当然の前提とすべきことは、

- ① 第一次大戦を経験した国々の間で、植民地獲得競争から脱却しようという国際的な機運が醸成され、民族自決が時代の流れとなりつつあつたこと（帝国主義の退潮、その象徴たる不戦条約）
- ② 戦後は「英米本位」（近衛文麿の言）ながらも平和維持への国際協調体制が組み立てられたこと（ヴェルサイユ体制からワシントン体制<sup>1</sup>へ）

③ にもかかわらず報復的な戦後処理がナチズムを誘発したこと、これへの宥和政策もまた失敗したことを反省し、そうした過ちを繰り返さないための戦後体制を構想しつつ、**連合諸国**は第二次大戦に臨んだこと（**大西洋憲章**、**連合国共同宣言**）

④ そして、かかる戦後構想が第二次大戦における「**錦の御旗**」となったこと（**国際連合憲章**に結実）

などであるが、これらについては教科書的な常識があつても歴史的な実感に乏しいため、日本人の間の国内向け論議では、これら第一次大戦への反省の歴史的な重みを忘れがちである。

日本も第一次大戦には参加したものの、大戦の渦中にあつたわけではなく、アジアの縁辺地域にあつて独り漁夫の利を得ただけであつて、大戦の深刻な経験（甚大な戦禍、王朝の没落、革命と混乱など）を関係諸国と共有しないまま推移した。大戦への反省から生まれた戦後国際秩序の主要メンバー（**五大国の一員**、**国際聯盟理事国**）になりながら、独自のアジア政策を掲げて国際社会に背を向ける道を歩んだ。柳条湖事件に始まる「**生命線**」確保の大陸政策に固執し、満州国が承認されなかつたといつて国際聯盟を脱退した。そのうえ、大戦後の国際秩序に挑戦するナチス・ドイツと同盟し、アジアにお



ける覇権確立のため新秩序構想を武力で押し進めたあげく、日本にとって実質的に初めての世界大戦に身を投じたのである。

開戦と終戦の外交を担った外務大臣・東郷茂徳が東京裁判後にまとめた手記（『時代の一面——大戦外交の手記』）のなかに、日本の大陸進出を「これ資本主義的帝国主義の歴史的必然性である」と述べている箇所（中公文庫、二八九頁）があるけれども、もはや、欧米諸国だってアジア侵略をやったのに、なぜ日本だけが、という恨み言の通らない時代になっていたのである。第二次大戦における「錦の御旗」が、連合国の手中にあつて、大東亜新秩序の旗よりも高く掲げられたのは、必然の事理であつた。

同時にまた、アジア諸国との関係については、日本の侵攻が欧米宗主国の支配に衝撃を与え、諸民族の独立運動を刺激したことも事実である。例えば、イギリスの植民地であつたマレーシアについては、マハティール首相が、「マレー人の誰しもが、永遠に続くと思ひ込んでいた大英帝国の支配が一瞬にして崩れ去つたのだ。」「日本の侵略は、英国の存在を無意識に前提にしていた私の世界観、価値観をひっくり返し、独立への意識を呼び起こしたのである。」と述べているとおりである（マハティール・モハマド『私の履歴書』①、95・11・1日本経済新聞）。

たしかに、明治以来、日本のナショナリズムの底流には、ヨーロッパの列強に侵蝕されたアジア諸民

はじめに

族への共感があつた。そして脱亜が進み、共感が優越感へと変貌してからも、東亞諸民族の共存共栄、「東亞永遠ノ平和」(宣戦の詔勅のなかの言葉)の確立は、戦場に赴く兵士たちの大義(と)であり続けた(「東洋平和のためならば……」と謳う軍歌が流行した)。

しかし、東亞新秩序構想の政策目的は、たんなる善隣友好関係の実現ではなく、あくまで日本を盟主として政治経済のブロック化を図り、そのなかで諸民族をして「各々其ノ所ヲ得シメ」(東条首相の口癖)、これを日本の「自存自衛圈」として確保しようというものであつた。<sup>(3)</sup>

そして、日本軍の駐留したアジア諸地域について事態の経過をみれば明らかのように、これら地域の独立運動は、屈折した対日關係を経ながら日本の敗退によつて本格化したのであり、それが植民地独立に有利な戦後の国際的気運とあいまって各宗主国から独立承認をかちとつたのである(一九六〇年には国連の植民地独立付与宣言も行われた)。アジア各国を欧米の桎梏から解放し、その自存自衛を全うしようと呼べた「大東亞共同宣言」(昭18・11・6)は、盟主日本が退陣することで実現をみた。朝鮮、台湾、中国東北地方(旧満州)、南洋諸島の各地域が日本の敗退によつて解放への途が拓かれたことは、あらためていうまでもない。

とりあげたい問題は多いが、本書では開戦と終戦の際のいくつかのキー・ポイントにおける日本の外

交上の対処の仕方について、自問自答を試み、厳しく自省しようということである。

ここで、お断りしておきたいが、この表題の「終戦」とは、第二次世界大戦の終了、日本にとっては最初の（願わくば最後の）世界大戦の終了、という意味で用いている。日本は、日独伊三国同盟の締結を経て開戦に踏み切ることにより、ドイツの始めた第二次欧州大戦を第二次世界大戦へと拡大し、結局、ドイツの無条件降伏後三カ月、最後まで粘って逡巡した日本が降伏することで、ようやく大戦が終了したのである。もちろん、一方はヨーロッパ大西洋を舞台とし、他方はアジア太平洋を舞台としたが、それらは枢軸諸国 vs 連合国という共通の対立軸をもって展開されたのであって、その経過の全体をみるならば、局所的な呼称でなく「第二次世界大戦の終了」という大局的な呼称がふさわしい。

- (1) 一九二二年のワシントン会議以降に基礎が固まってきており、「ハックス・アングロ・サクソニカ」体制と呼ぶにふさわしいものであった。これについては細谷一頁以下、七五頁以下参照。なお、入江一〇四二頁参照。

- (2) 日本人のアジア観については、竹内好『日本とアジア』（1963 ちくま学芸文庫）を参照。他に、たとえばクリストファー・ソーン（市川洋一訳）『太平洋戦争とは何だったのか』（1989 草思社）一

六四頁以下。

(3)

当時の南方占領地行政と独立運動との関係について、大本営政府連絡会議決定の方針を例示すると

(濁点・句読点は筆者)

○南方占領地行政実施要領(昭16・11・20決定)

「治安ノ恢復、重要国防資源急速確保及作戰軍ノ自活確保ニ資ス」方針のもとに、「国防資源取得ト占領軍ノ現地自活ノ為、民生ニ及ボサル(ハザ)ルヲ得ザル重圧ハ之ヲ忍バシメ……」  
「原住民ニ対シテハ、皇軍ニ対スル信倚觀念ヲ助長セシムル如ク指導シ、其ノ独立運動ハ過早ニ誘発セシムルコトヲ避クルモノトス」(杉山(上) 五二六―五二八頁)

○大東亜政略指導大綱(昭18・5・29決定)

『マライ』『スマトラ』『ジャワ』『ボルネオ』『セレベス』ハ帝国領土ト決定シ、重要資源ノ供給源トシテ極力之ヲ開發竝ニ民心ノ把握ニ努ム、これら地域では「原住民ノ民度ニ応ジ努メテ政治ニ参与セシム」(杉山(下) 四一〇―四一一頁)

○東条首相の「比島独立準備委員長一行ニ対スル示達」(昭18・9・29決定)

フィリピンは独立させるが、「大東亜共栄圏ノ一環トシテ政治、軍事、外交、経済等ノ各般ニ

於テ将来ニ亘リ帝国ト密ニ提携協カスベキコトヲ期待ス」、「新比島ハ軍事上帝国ト完全ニ協力シ、  
帝国軍隊ニ対シ一切ノ便宜ヲ供与スル……コトヲ望ム」(同四六九頁)

○情勢ノ变化ニ対応スル対仏措置腹案(昭19・1・24決定)

「対仏印措置」として「原住民ノ民族運動ヲ誘発スル方如キコトハ之ヲ避クルモノトス」(同五

三〇頁)



## 一 開戦への流れ

### I 戦後の見えない開戦計画

#### 1 日本の視界

戦争回顧のテレビ番組では、日米間で軍需生産の見通しなどに大きな格差があったのを無視して無謀な開戦に踏み切ってしまったことを悔やむ関係者の回想場面がよく放映される。それはそれで意義のあることにはちがいないが、それよりも、「清水の舞台から跳び降りる」（東条）のが精一杯で、そこから先の国際的なパワー・ポリティックスの展開まで思い及ばない状況にあったという、今日では信じられないほどの政治的な自閉症状のほうの問題である。

もつとも、その前には外務大臣・松岡洋右の独特の外交戦略があるにはあつたが、国際聯盟から脱退して自らを国際社会から疎外したうえ、ドイツ・イタリア・ソ連と組んで「毅然たる態度」でアメリカを牽制しようという倒錯した発想によつて、かえつてヒトラーのドイツに操られ（三国同盟の締結）、スターリンのソ連に利用され（日ソ中立条約の締結）、そして、アメリカからは日米交渉の邪魔者として忌避されたことから失脚に追い込まれた。が、ときすでに日本を蟻地獄への軌道に乗せていたのであつて、ヨーロッパ情勢をも視野に入れたアメリカのグローバルな構えに対して、日本の外交は、要するにアジア政策上の既得権益・既成事実をアメリカ政府になんとか承認させようという、いわば要求貫徹——戦後風にいえば（アメリカ政府の理解を求める）——に終始したのであり、それが無理と知るや「帝国国策遂行要領」の開戦日程に自縄自縛となり、外交よりは緒戦の勝利だけを念頭に先制攻撃の拳に出るにいたつたのである。

昭和十六年九月八日、御前会議において「帝国国策遂行要領」が決定され、最初の対米開戦決意がなされた。その後、いったん「白紙還元」となったかにみえたが、再検討のうえ、十一月五日の御前会議で、あらためて修正決定されたことは周知のところであるが、その際に用意された質疑応答資料をみると（句読点・濁点は筆者）、



「対英米戦争ノ見透、特ニ如何ニシテ戦争ヲ終結セントスルヤ。」

「対英米戦争ハ、長期大持久戦ニ移行スベク、戦争ノ終末ヲ予想スルコトハ甚ダ困難ニシテ、特ニ米國ノ屈服等ヲ求ムルハ先ヅ不可能ト判断セラルルモ、我南方作戦ノ成果大ナルカ、英國ノ屈服等ニ起因スル米國輿論ノ大転換ニ依リ戦争終末ノ到来必ズシモ絶無ニアラザルベシ。」

という問答が記載されているのであるが、対英開戦を決意した御前会議の答弁資料としては、かなり正直な答えといふべきであろう。

その後、十一月一日には駐米大使・野村吉三郎から東郷外相への「意見具申」（電報1090号）があり、率直に政府の自重を促そうとして、

「米國政府ノ大太平洋政策ハ、日本ノ是以上ノ南進、北進ヲ阻止スルニアリ」、宥和政策として「ミュンヘン会谈ノ如キコトヲ繰返ス意思アリトハ思ハレズ」、しかも「最近ハ独逸全盛ノ峠モ見エタリト認め、蘇連ノ戦意ハ今猶現存シ单独講和ノ危険モ薄ラギタルニ氣ヲ好クシアル」状況に

あり、「我国が自存自活ノ為メ南進ヲ敢行スル場合ニハ、当然ノ結論トシテ、対英、米、蘭ノ戦トナリ、且、蘇連モ参加スルニ至ル公算多キモノト認メラル。」「我国現下ノ国情ヲ詳知セザルモ、累次ノ貴電ニ依リ、形勢ノ急迫ヲ知り、国民亦堪忍袋ノ緒ヲ切りツツアル趣ヲ承知スルニ拘ラズ、斯カルコトヲ申シ上グルハ聊カ乱暴ノ謗ヲ免レザルモ、本使ハ国情許スナラバ、一、二ヶ月ノ遅速ヲ争フヨリモ今少シ世界戦ノ全局ニ於テ前途ノ見透シ判明スル迄辛抱スルコト得策ナリト愚考ス。」

と述べている（日米交渉文書（下） 一二二頁以下、野村一四四頁以下）（濁点・句読点は筆者）。

しかも、真珠湾奇襲の四日前には、ソ連に侵攻したドイツ軍が、モスクワを目前にしながら、モスクワ防衛軍の守りが堅いうえ厳しい寒気のため動きがとれず、一八一二年のナポレオン軍と似た運命に直面していた。皮肉にも日米開戦の二月八日に、ヒトラーはモスクワ攻略作戦の中止と退却を命じたのである。ヨーロッパ戦線の動向など最も重要な国際情勢の推移すら、もはや目に入らなくなっていたとしか考えられないような開戦への経緯であった。

(1) 原田三四六頁には、昭和十五年九月二〇日、近衛首相の話として、「陛下は自分に向つて、『今回

の日獨軍事協定については、なるほどいろく考へてみると、今日の場合已むを得まいと思ふ。アメリカに對して、もう打つ手がないといふならば致し方あるまい。しかしながら、萬一アメリカと事を構へる場合には海軍はどうだらうか。よく自分は、海軍大學の圖上作戰では、いつも對米戦争は負けるのが常である、といふことをきいたが、大丈夫だらうか。』といふお話であつた。」とある。

(2) 杉山(上)三二二頁。なお、『太平洋戦争への道』別巻(資料編)五一七頁では、「御前会議にお

ける質疑に備えて連絡会議の幹事たる富田健治・内閣書記官長、武藤章・陸軍省軍務局長、岡敬純・海軍省軍務局長の三者が会議の上予め作成したもの。従つてこれは軍側の見解に止まらず政府側との間にも調整を経た見解」と注記している。

## 2 連合国の視界

これに対して連合国側はどうであったか。

まず、アメリカの動きをみよう（五百旗頭二章参照）。

一九三九年九月一日にドイツ軍がポーランドに侵攻したとの報に接するや、第一次大戦時の大統領ウイルソンの忠実な弟子であったハル國務長官は、これを第二次大戦の勃発とみて、第一次大戦後の戦後処理の失敗を繰り返さないように、ただちに國務省内において戦後問題の予備的検討に着手し、戦後計画のための組織の準備を始めている。さらに、真珠灣開戦の三カ月後には早くも対日戦の戦後処理をめぐる問題が検討の俎上にのぼっていた。一九四三年には対日戦後処理計画の原型が整い始めていた。

また、イギリスはどうであったか。

大戦勃発の翌年五月、チャーチルの挙国一致内閣が組織された。そして、発足するや第一次大戦の戦後処理のまずさの反省に立って、「すべての重要課題に優先して、来るべき平和回復にともなう諸問題と戦争を乗り切った後のイギリスのあり方を考えていた」といわれる。国際的には、いち早くアメリカ大統領のルーズベルトに提案して、戦後の国際社会のあり方を示す「大西洋憲章」を発表した（日

米開戦前の一九四一年八月一四日)。これが日本の開戦後ただちに「連合国宣言」(一九四二年一月一日)に拡大され、大戦終結に近づくと「国際連合憲章」(ドイツ降伏直後の一九四五年六月二六日)へと結実したことは、いうまでもない。さらに、国内的にも、労働党から入閣したベヴィン労相が、戦後のイギリス社会を見据え、大西洋憲章という社会保障計画の立案をベヴァリッジ卿に託し、その報告『社会保険と関連サーヴィス』(Social Insurance and Allied Services)が戦争のさなかの一九四二年九月に提出されている。そして、これが戦後の世界における社会保障制度発展の重要な国際的モデルとなったことも周知のところである。

すでに交戦状態にあった中国はどうであったか。

盧溝橋事件と相前後して第二次国共合作による抗日挙国態勢が整いつつあったが、蒋介石は日本がいずれは敗北必至の世界大戦に突っ込む時期がくるとみて長期戦に備える必要を唱えていたし、一方のリーダーである毛沢東は、事件の翌年に発表した有名な戦略論文『持久戦論』において、日本優位の第一段階から、やがて双方の対峙する第二段階を経て、ついには国際的支援のもとに中国軍が総反撃に転じて全面勝利にいたる第三段階まで、おどろくほどの確な見通しを開陳していた。<sup>(3)</sup>

つまり、相手国の指導者たちは、はじめからグローバルな見地から勝利後の戦後対策までを考えな

がら対日戦争に臨んだのである。緒戦の戦術的勝利までしか見通せなかった国と、勝利後の戦後処理まで考える戦略的洞察力をもった国々とは、最初から政治的に勝負がついていたのである。

それにつけても、本書冒頭のマキアヴェリが引用したりウィウスの言が想起されるとともに、マックス・ウェーバーがその『職業としての政治』において、政治家に必要な資質として「情熱」と「責任感」に加え、とりわけ「洞察力」(Augenmaß)を重視し、さらに「結果責任」の政治倫理を強調したことを思わずにはいられない。

(一) Maurice Bruce. *The Coming of the WELFARE STATE*. 1961. (秋田成就訳) モーリス・ブルース

『福祉国家への歩み』(1984 法政大学出版局) 四六四頁。

一九六二年、筆者がイギリスのリハビリテーションの調査のため、ロンドン郊外に、脊髄損傷等の重度障害者のリハビリテーションの開祖、ハラリンピックの元祖として知られるストーク・マンデヴィル病院を訪れたとき、院長のグットマン博士から「第一次大戦のときは、戦後の戦傷病者対策が十分用意されていなかった。第二次大戦勃発後まもなく、政府から第二次大戦が終わったときのための社会復帰対策を今から考えておいてくれと頼まれ、なんとか脊髄損傷者(paraplegia)を六く八カ

月で社会復帰させるリハビリテーション方法を開発した。」と説明され、その確たる先見性に感銘を受けたことが思い出される。

(2) 戦後しばらくしてからのことだが、中国文学者の竹内好宅へうかがったとき、竹内さんは、林語堂の『北京好日』を例にあげ、戦争を一過性の現象とみて遠観する林の戦争観と比べると、南京陥落以後、日本人には戦争の終わりが見えなくなり、戦時は限りなく続くものと思いつまむようになったため、自分で区切りをつけることができなくなったのだ、と述懐されていたことが思い出される。

## II 日米交渉

### 1 日米諒解案

日米交渉は、その前座として、双方の民間人（日本側は大蔵省OBの井川忠雄、陸軍省軍事課長の岩畔豪雄、米側はウォルシュ司教、ドラウト神父）と野村大使を加えたグループによる非公式の「日

米諒解案」を発端としている。

その後の過程でも、これがいくつか交渉進展の契機となりうる場面もなかなかなかった。駐米大使として開戦前の日米交渉に当たった野村吉三郎や来栖三郎の回想記（野村『米国に使して』、来栖『泡沫の三十五年』）からは、そうしたニユアンスの記述もみられるが、正史の立場は、双方の外交当事者の芥明を含めて、開戦が不可避であったことを強調する傾向があるように思われる。

日米諒解案の最大の特徴は、「支那事変ニ対スル両国ノ関係」として、中国の独立、日本軍の撤退、中国領土の非併合、非賠償、門戸開放、蔣政権と汪政権の合流、中国領土への日本の大量集団移民の自制のほかには、「満州国ノ承認」が含まれていたことである（外交主要文書（下）四九二―四九五頁）。

そのアメリカ側の前提としての、ハル國務長官の提示した四原則（領土・主権尊重、内政不干渉、機会均等、平和的手段のみによる現状変更）が野村大使から伝達されなかつたこともあつたが、当時は近衛首相以下軍部首脳もこの諒解案に大いに乗り気だつた（岡一五二頁、富田一三五頁、須藤六七頁）。

ハル國務長官も「この提案を極東専門家とともに検討した結果、私としては、反対すべき点もあるが、そのまま受け入れることのできる点もあり、また修正を加えれば同意できる点もある」という結論を下した。「私は、日米関係の現状から——日本との幅広い会談の糸口になるかもしれない機会を見逃



してはならないと思った。そこで、最近移ったウオードマン・ホテルの自分の部屋に野村の来訪を求めた。」と述べている（ハル回想録 vol. 2, p. 993-994 邦訳二五九頁）。

後に東郷も「……：國務長官は了解案提示の際に本案により交渉を進めて宜しきや、政府の訓令を得られたいと云つて、本案を交渉の基礎とする趣旨を明らかに留保せりと解すべきであるが、本件交渉は國務長官と野村大使の会談に関する米国側記録の証明するように、米国大統領および國務長官よりしばしば示唆されたものである。」といっている（東郷二四九頁）。

しかし、この日米諒解案は、日米交渉の俎上に上らなかつた。

というのは、松岡外相は、もともと日独伊ソの四力国が連携して米国を抑えるという考え方をもつていたうえ、自分が渡欧してドイツ・イタリアの首脳と交歓し、日ソ中立条約の締結に尽力している留守中に、これと方向を異にする日米諒解案がまとめられたことに激しく反発し、近衛首相の説得にもかかわらず、日米諒解案を換骨奪胎したような修正案を日本の政府案として対米提示するにいたつた。結局、こうした松岡の存在が日米交渉の障害になるとしてアメリカ側から忌避され、近衛内閣は総辞職して組閣し直すことよつて松岡を排除せざるをえなかつたのである。

もともと、外務省筋からは、日米諒解案にいたる井川たちの動きに対して風当たりが厳しく、日米

双方とも、関係者の努力は外交当局の正史から疎んじられている。

(1) 詳細については須藤、塩崎、加瀬、岡一四五頁以下、富田一三〇頁以下、岩畔豪雄『平和への戦い』

(文春文庫『文藝春秋』にみる昭和史(二))一三三頁以下)を参照。

(2) このあたりの経過については塩崎一五〇―二五〇頁、二七六―二八三頁に詳しい。

## 2 最後の議歩案

### a 日本の交渉姿勢

その後における日本側の姿勢をみると、日独伊三国同盟の締結と北部仏印進駐によって米英との緊張を高め、アメリカの対日経済制裁(戦略物資の禁輸)を招くなど、アジアにおける国際関係をヨロツバと共通する対立関係(枢軸vs反枢軸)へと仕立て上げていった。

もともと、それがただちにアメリカからの軍事的な威嚇を惹起したわけではない。東郷外相も、昭

和一六年十一月五日の御前会議のため帝国国策遂行要領の上奏案を決めた同月一日の大本営政府連絡会議において、軍令部総長の「日米戦已ムナシ」の発言に対し、「米國ハ軍備以外ハ殆ンド生産拡充ヲ見ラレザルヲ以テ、米國ヨリ戦争ヲ仕懸クルコトナカルベシ。又欧州戦争後各国ガ連合シテ対日圧迫ヲ加ヘントスルガ如キハ俗論ニシテ取ルニ足ラズ。従テ日本ガ臥薪嘗胆スル場合米國ガ直チニ日本ヲ攻撃シ來ルモノトハ思ハレズ」と発言している（濁点・句読点は筆者）（杉山（上）三八二頁）。

ところが、一方で日米関係の調整を試みながら、他方「情勢ノ推移ニ伴フ帝国国策要領」（昭16・7・2）では南方進出のために「対英米戦ヲ辞セス」とし、その月の二八日には実際にインドシナ（仏印）南部へ進駐してアメリカの対日不信と警戒感を高めていった。

さらに九月六日の帝国国策遂行要領では、「十月下旬ヲ日途トシ戦争準備ヲ完整ス」とともに「十月上旬頃ニ至ルモ尚我要求ヲ貫徹シ得ル日途ナキ場合ニ於テハ直チニ対米（英蘭）開戦ヲ決意ス」ることとし、これを見直した十一月五日の帝国国策遂行要領では「武力発動ノ時機ヲ十二月初頭ト定メ作戦準備ヲ完整ス」と決めるなど、アジアにおける既得権益と軍事的プレゼンスに固執し、武力発動のタイムーで自ら外交の手を縛って日米交渉に臨んだのである。

上記九月六日の帝国国策遂行要領に関する御前会議の質疑応答資料をみると、大本営・政府の姿勢

が次のように簡明率直に表明されている（濁点・句読点は筆者）（杉山（上）三三三頁、日本国際政治学会編『太平洋戦争への道―開戦外交史』（1963朝日新聞社）別巻（資料編）五二七頁）。

一 対米戦争ハ避ケラレヌカ。

帝国ノ支那事変処理ヲ中心トスル東亜新秩序ノ建設ハ、八紘一宇ノ国策ニシテ、国家ノ生命ト共ニ悠久ナル発展ヲ遂クベキモノナリ。

然ルニ米國ノ対日政策ハ、現状維持ノ世界觀ニ立脚シ、世界制覇ト民主主義擁護ノ為、帝國ノ東亞ニ於ケル興隆発展ヲ阻止セントスルニ在ルモノノ如ク、是ニ於テ日米ノ政策ハ根本的ニ背馳シ、両者ノ衝突ハ一張一弛ヲ経テ遂ニ戦争ニ迄発展スベキハ歴史的必然性ヲ持ツト云フベキナリ。

現実ノ事態ハ、米國ガ其ノ対日政策ヲ変更セザル限り、帝國ハ自存自衛ノ為最後ノ手段タル戦争ニ訴ヘザルヲ得ザル絶対絶命ノ境地ニ立到レルコト茲ニ再説ヲ要セズ。

## 二 対米英蘭戦争目的の如何。

対米英蘭戦争ノ目的ハ、東亜ニ於ケル米英蘭ノ勢力ヲ駆逐シテ帝国ノ自存自衛圈ヲ確立シ、併セテ大東亜ノ新秩序ヲ建設スルニ在リ。換言セバ、帝国ト南方諸邦トノ間ニ軍事政治經濟ニ互リ密接不離ナル結合關係ヲ樹立シ、帝国ノ自存自衛ヲ全カラシメ、併セテ大東亜ニ於ケル共存共榮ノ新秩序ヲ建設スルニ在リ。従ツテ、之ヲ妨碍スベキ米英蘭ノ敵性勢力ハ、断乎之ヲ驅逐スベキナリ。

そうした過程において、開戦の二カ月前に東条英機内閣が成立し、東郷茂徳が外務大臣に就任した。東郷は、外務省内では本流を歩かなかつたが、合理性を重んずる硬骨漢であつたといわれ、駐ソ大使（一九三八年一月〜一九四〇年一〇月）のときはノモンハン事件をうまく解決して陸軍の評価も高く、ついにはモロトフ外相からも賛辞を呈された。

外相就任にあたっては、東条と十分に議論を交わしたうえで、「日米」交渉成立の方向に事態を導き得べしとの自信を得たので就任を受諾した」（東郷二三一頁）はずであつた。

ンスに賭けるしなくなり、それをもつてしても、（日本が確たる平和政策に転じないかぎり、アメリカとしては、イギリスの援助と同じく蒋介石政権の援助という基本線を変えることはできない）（ハル國務長官）（野村一五〇頁、来栖九九―一〇二頁）とするアメリカの態度を軟化させることはできなかった。

なお、当時の通信管理は、「陸海軍省および両統帥部には日米交渉に関する電報は（係官が）上長に計ることなく全部その写しを急速發送することになっており」、他方、「陸海軍の電報、例えば在外武官からの電報も外務省には原則として送付しないのであった」（東郷二三五―二三六頁）という驚くべき歪んだ状態のなかで行われていたのである。

#### b 最後の譲歩案の提示

この最後の譲歩案の主な内容は、次のようなものであった（外交主要文書（下）五五六―五五八頁）。

甲案① 支那派遣の日本軍は、日支平和成立後、北支・蒙疆・海南島については所要期間（おおむね二五年目途）駐兵し、それ以外は日支平和成立と同時に撤兵を開始し、二年以内に完了

する。

- ② 支那事変が解決するか、または極東平和が確立すれば、仏印から直ちに撤兵する。
- ③ 日本は、通商無差別原則が全世界に適用されるのであれば、太平洋・支那でもこの原則が行われることを認める。

④ 三国同盟条約の解釈履行は、米側に説明したとおり日本が独自に決定する。

乙案

- ① 日米両国は、仏印以外には武力進出しないことを確約する。
- ② 日米両国は、蘭印において必要物資の獲得が保障されるように相互協力する。
- ③ 日米両国は、通商関係を資産凍結前の状態に戻す。米国は、石油の対日供給を約する。
- ④ 米国は、日支の和平努力を妨げるような行動に出ない。

この日本の譲歩案は、一月四日の野村大使あての外相訓電において

「本交渉ハ最後ノ試ミニシテ、我對案ハ名実共ニ最終案ナリト御承知アリタク、之ヲ以テシテモ猶急速妥結ニ至ラザルニ於テハ、遺憾乍ラ決裂ニ至ルノ外ナク、其結果兩國關係ハ遂ニ破綻ニ直面スルノ已ムナキニ立至ルモノナリ」(日米交渉文書(下)六九頁)

とし、翌日の訓電で

「本交渉ハ、諸般ノ關係上遅クモ本月二十五日迄ニハ調印ヲモ完了スル必要アル処、右ハ至難ヲ強ル方如キモ四開ノ状勢上絶対ニ致シ方ナキ義ニ付」(日米交渉文書(下) 八〇 八一頁)

と交渉期限を付け、さらに二三日の訓電では、

「茲ニ、三日中二日米問ノ話合ヲ完了シ、二十九日迄ニ調印ヲスルノミナラズ、公文交換等ニ依リ英蘭兩國ノ確約ヲ取付ケ、以テ一切ノ手續完了ヲ見得ルニ於テハ、夫レ迄待ツコトニ取計ラヒタク、就テハ、右期日ハ此ノ上ノ変更ハ絶対不可能ニシテ、其ノ後ノ情勢ハ自動的ニ進展スルノ他ナキニ付キ」(日米交渉文書(下) 一七一頁)

というのであるから、譲歩案とはいいいながらこれ以上は譲れないギリギリの絶対期限付き「最終案」であつた(引用文の濁点・句読点は筆者)。

そして、これら日本側譲歩案と訓電がアメリカ側に傍受されていたことは、よく知られているとおりである。暗号の解説については、甲案に係る訓電中の「最後の譲歩案」の語を *ultimatum* (最後通牒) と訳すなど、問題の箇所がいくつかあつたが、一月四日の上記訓電では、この譲歩案(とくに乙案)を「名実共ニ最終案ナリ」とし、しかもその交渉には絶対的なタイム・リミットが付いていたのであ



るから、当時国務長官として交渉にあたっていたコーデル・ハルのいうとおり「われわれの頭上に垂れていたダモクレスの剣には時限装置 (a clockwork set to the hour) がついていた」(ハル回想録 vol. 2, p. 107) 邦訳一七二頁) のであって、これが最後通牒と受け取られたからといって、「悪質な捏造とも云うべきもの」(東郷三三三—三三三頁)、「たいへんな誤訳、いや曲訳」(西二二二頁)、「曲訳も甚だしい」(加瀬二六五頁) とまでいえるであろうか。

しかし、「当時の日本側の状況からして、甲案・乙案は日本側の文字通りの最終案であったので、それが拒否されれば開戦ということはもはや既定の方針であった。それ故、日本が最後通牒をつきつけたという表現は誤りかもしれないが、事実はそのにかなり近いものであった」(須藤二六三頁) とみるのが自然であろう。

いずれにせよ、この訓電の暗号解釈が最終段階におけるアメリカ側の対日認識に不信の影を落としたであろうことは否定できない。

ここで、日本の最後の譲歩案に対するアメリカ側の対応を問題にする前に、日本側の交渉の仕方が周到なものであったかどうかについても考えておきたい。

というのは、和戦の岐路に臨んで最後の譲歩案を提示するからには、相手方がそれを一概に拒否し

にくいように、譲歩案がたんなる駆け引きのための机上の提案でなく本気で実行するつもり譲歩計画であることを示すため、譲歩案の提示とあわせて、その実施の用意があることを示すシグナルが必要ではなかったか、ということである。

つまり、アメリカ側の回答をまつまでもなく、日本として平和維持のために必要な譲歩は進んで行く姿勢（たとえば南部仏印の駐屯部隊のごく一部でも北部仏印に移駐するなど南進政策の再検討に通ずる象徴的な措置を実行するくらいの姿勢）を示さなければ、もはや相手を動かすことは不可能な事態になっていたのではないか、ということである。

南部仏印からの撤兵の必要については、すでに野村・来栖からも再三にわたり東郷に意見具申や示唆が行われており、たとえば来栖の意見具申では「予メ南部仏印撤兵開始位ノ誠意ヲ示サルルヲ覚悟アリタシ」とまで極言しているのであるが、東郷としては、あくまで乙案成立を前提に南部仏印から北部仏印への移動の用意があることを宣言する旨の条項を乙案に追加挿入するところまでが限度であった。

最後の譲歩案（とくに乙案）を決定した昭和一六年二月一日の大本営政府連絡会議における杉山参謀総長の抵抗ぶり（杉山（上）三七二頁以下）からしても、東郷外相としては案をまとめるだけで精一

杯であつて、それ以上に南部仏印撤兵を予約することなどは思いもよらず、まかりまちがえば皇軍の威信を傷つけるとして反乱を招きかねないことも十分に考えられることではあつたが、暫定的にせよ最後の譲歩案で日米合意に達するには、軍部さえもその氣になつてゐることを裏づけるための措置が最低限必要ではなかつたらうか。

アメリカ側が日本の暗号電を「曲解」して日本の譲歩案に不信を募らせていたのだとすれば、ますますもつて、この譲歩案を進んで実施に移す構えを示すこと以外に局面打開の途はなかつたということである。その意味で、日本の最後の譲歩案は、画竜点睛を欠いていたことを否めないであらう。

## (1)

昭16・7・2御前会議決定——①自存自衛のための南方進出、②そのためには「対英米戦ヲ辞セ

ス、③独ソ戦の形勢次第で北方問題を武力解決する、など(外交主要文書(下)五三一—五三二頁)。

昭16・9・6御前会議決定——①自存自衛のため「対米(英、蘭)戦争ヲ辞セサル決意」の下に、

一〇月下旬を目前に「戦争準備ヲ完整ス」、②対米英の外交の手段を尽くして「要求貫徹」に努める、

③一〇月上旬になつても「要求ヲ貫徹シ得サル場合」には「直チニ対米(英、蘭)開戦ヲ決意ス」(前

掲五四四頁)。

昭16・11・5御前会議決定——①「自存自衛ヲ完ウシ大東亜ノ新秩序ヲ建設スル為此ノ際対米英蘭戦争ヲ決意シ」「武力発動時機十二月初頭卜定メ陸海軍ハ作戦準備ヲ完整ス」、②対米交渉を甲案・乙案によって行う、③独伊との連携強化を図る、④武力発動直前にタイとの軍事的緊密関係を樹立する、⑤対米交渉が一月一日午前零時まで成功したら武力発動を中止する（前掲五五四頁）。

- (2) a 西一・一四頁、b 塩崎二八七頁、c 萩原二八三頁、d 萩原二四一—二四三頁、祖父東郷二二一—二二三頁。

なお、東郷はナチス・ドイツのリッペントロップ外相や駐ドイツ日本大使館の大島浩ら陸海軍武官からは嫌われたという（萩原二一九頁以下）。

- (3) 東郷三三二—三三三頁、西一三七—一四一頁、『現代史資料(34)——太平洋戦争1』（みすず書房）四七二頁
- (4) 野村から東郷あて昭16・11・18第1127号、第1131号、第1133号、第1135号、昭16・11・19第1135号、第1137号電報（日米交渉文書一五三一—一六〇頁）
- (5) 昭16・11・18野村から東郷あて第1133号電報における来栖意見（日米交渉文書一六四頁）
- (6) 昭16・11・20東郷から野村あて第801号電報（日米交渉文書一五六—一五八頁）

## 3 ハル・ノート

## a 経緯と内容

日本の乙案提示の直後に、アメリカ側においては、日本の先制攻撃を予想しつつ当面の衝突を回避するため、暫定的・限定的ながら日本軍の北部仏印駐留を容認する「暫定協定案」(十一月二五日)を内々にまとめた。

その内容は、①南部仏印からの日本軍撤収、②北部仏印の日本軍兵力削減、③両国による在米・在日資産の凍結解除、④アメリカによる経済封鎖の緩和、⑤有効期間三カ月の暫定合意、というもので、日本の乙案を考慮に入れたものとみられているが、中国の声高な反対(「中国を見殺しにするな!」)とイギリスなどの中途半端な態度、それに日本の機動部隊が南方に移動しつつあるとの情報もあって断念し、アメリカ政府の提案として日本側に示すことなく、もとの原則的立場に立ち返って、いわゆるハル・ノートのみを提示するにいたった。

この暫定協定案の内容とそれを放棄した経緯については、十一月二八日になって國務長官ハルから駐日大使グルーあてに親展電報が発信されたが、実は日本の外務省もこれを傍受解読し、次のように「日本ノ提案ニ対スル國務省ノ未発表対案」と題して記録してしていた(句読点は筆者)。

国家機密

極秘 一、用済後焼却スヘシ

二、本情報ノ利用ニハ注意ヲ要ス

米特暗号外第二二号、一六、一七、一八

第十八班

日本ノ提案ニ對スル國務省ノ未発表對案

駐日米大使宛

米國務長官発

一一、二八、一九、二〇発

國務長官電第七九六号（二十八日十九時附）

大使及参事官宛（極秘、親展）

十一月二十日ノ日本側提案ノ受領後、國務省ハ日本政府へ提出セント欲シタル若干ノ代案並ニ對案及其折衷案ニ對シ考慮ヲ與ヘタリ。

一時國務省ハ十一月二十六日實際日本側へ手交セル提案ト同時ニ一時的暫定協約ニ對スル代案ヲ日本政府へ提出スルコトノ問題ヲ考慮シタリシガ、實際考慮セル草案ニハ、三ヶ月間有効ノ一時的暫定協約ヲ定メ其ノ期間内ニ全太平洋地域ヲ含ム廣汎ナル和平解決ヲ達成スベキ會談ヲ繼續スルコトヲ提唱シアリ。

而シテ、該暫定協約ノ期間滿了ニ方リ、兩國政府ハ何レカ一方ノ要請ニ依リ希求シアルガ如キ解決達成ノ見込ニ徴シ、該暫定協約ノ期間延長ノ可否ニ付協議センモノトセリ。

我方方ガ考慮シアリシ該暫定協約草案ニハ、平和意圖ニ依ル相互制約、東北部亜細亞並ニ北部太平洋地域及南部亜細亞並ニ南部太平洋地域内ニ武力進出ヲ為サザルコトノ相互的保証。

日本ハ南部佛印ヨリ其ノ兵力ヲ撤去シ、北部佛印ニ於ケル兵力ヲ本年七月二十六日現在ノ兵數ニ限定シ、其ノ兵數ヲ交替セシメザルコト及日本ハ如何ナル場合ニ於テモ陸海空軍ヲ佛印へ増派セザルコトヲ含メリ。

米國政府ハ、米國ヨリ日本ニ對シ或條件ノ下ニ船舶用石炭、同供給品、食糧及藥品、毎月價

格六十万弗マデノ綿花、日下許可セラレアル種類以内ニ於ケル石油ノ少量（月ヲ基礎トスル米國ヨリノ一般民用輸出ハ、英、蘭兩國政府ト協議ノ上其ノ割宛量ヲ決定スルコト）ノ輸出ヲ許ス程度ニ於テ其ノ凍結令ヲ修正スベシ。

米國ハ、生絲ノ價格ガ輸入品價格ノ少ナクトモ三分ノ二ニ達スルコトヲ條件トシテ一般の輸出ヲ許可スベシ。斯カル輸入ヨリ生ズル収益ハ、合衆國ヨリ輸出品ノ購入及米國內ニ於ケル日本ノ負債ノ元利支拂ニ宛ツベシ。米國政府ハ、英、蘭、濠三國政府ニ對シ類似ノ經濟的措置ヲ執ル如ク斡旋スベシ。

我方方ノ暫定協約案ノ或點ニツイテハ、華府駐劄英、蘭、濠、支兩國代表ノ意見ヲ求メタリ。米國內ノ情勢及前記各政府ノ反響並ニ回答ヲ含ム、一般的世界情勢ニ於ケル凡ユル要素ヲ慎重考慮ノ後、我方方考慮シタル該暫定協約案ヲ放棄スルコトニ決定セリ。

該暫定協約案ハ日本側ヘ手交セザリキ。而シテ、本政府方ノ暫定協約案ヲ考慮セルコトノ事實ヲ日本側ヘ通告セザリキ。

國務省ハ、十一月二十六日日本大使ヘ手交セル文書並ニ同日行ハレタル會談ノ内容ハ、別電ヲ以テ貴使ヘ通報セリ、為念。



かつてグルー駐日大使の下で書記官をし、戦後はライシャワー駐日大使の下で公使を勤めたエマーソンの回想録によれば、昭和六年八月六日のこと、著書『日本における近代国家の成立』で知られるハーバート・ノーマンの家での夕食会で、近衛首相の私設秘書官・牛場友彦が、アメリカ駐日大使館からワシントンに送っている電報は日本の当局が読んでいる旨の「爆弾発言 (bombshell)」をしており、現に日本の陸海軍や外務省も暗号解読組織をもち、陸海軍のそれは米国の軍事通信の解読にはあまり成功しなかったけれども、外務省の“Ango-Kenkyu-han” (暗号研究班) は、さほど複雑でない「グレー暗号 (Gray Code)」を解読できた、<sup>(6)</sup>という。

つまり、エマーソンのいうとおりだとすると、日本の暗号解読体制をアメリカ側も知っていたのであり、そうなると、暫定協定案に関するグルー大使あて電報は、アメリカ側としての妥協努力の跡を日本側にそれとなく知らせて、唐突なハル・ノート提示の経緯を釈明しようとしたのかもしれない。ところで、ハル・ノートは、この暫定協定案とあいまって提示するはずのところ、暫定協定案が没になったため、単独で提示することになってしまった。

それに付された口上書によれば、一案 (a plan) として提示されたものであるが、日本の最終譲歩案に対して、「合衆国政府は、このような提案を採択しても、太平洋地域における法と秩序と正義の下に

平和を確保するという究極の目的に寄与しそうにない、と考える」とこれを一蹴したうえで、あらためて国際関係の一般原則を掲げ、関係各国間の多边的な不可侵条約の締結、中国とインドシナからの日本軍の撤収、中国における両国の既得権益の放棄などの前提に立って諸般の経済協定を締結しようというアメリカ側の基本的な考え方を総括列挙したものであった。

日本政府としては、これまでの交渉経過に照らし事実上の最後通牒とみるほかないと判断し（東郷三七四頁以下）、野村・來栖両大使も、最終譲歩案による妥結への努力を無視された感をいだし、憤然たる思いであったという（野村一五三頁以下、來栖一〇七頁以下）。アメリカの高飛車な態度表明が戦争へのエスカレーションに弾みをつけたといつてよいであろう（細谷二九四頁以下）。

しかし、問題は、ハル本人がほんとうに「私は手を引いた、あとは陸海軍だ」という投げ出した心境にあったとしても、ハル・ノートがアメリカ側の武力攻撃をほめかしていたわけでなく、文書の形式・内容も、最後通牒でなく、「試案であつて拘束性なし」（Tentative and Without Commitment）という標示の付いた

「合衆国と日本国との間の協定のための基礎案の概要」（Outline of proposed basis for agreement between the United States and Japan）

であり、これに付された口上書によれば

「合衆国政府は、両国の今後の会談を通じて作成されるものと予想するプログラムの実際的な一例証として太平洋全域にわたる広範ながら簡明な解決の案 (a plan of abroad but simple settlement covering the entire Pacific area as one practical exemplification of a program which this Government envisages as something to be worked out during our further conversations) を日本国政府の考慮に供する」

として提示されたものであったことである。

また、文面に即していうならば、このノートは、国家の領土・主権の不可侵、内政不干涉、通商の機会・待遇の平等、紛争解決の国際協力などといった国際社会における一般原則を掲げるとともに、英・中・日・蘭・ソ・泰・米による多面的な不可侵条約の締結、仏印の領土保全、中国・仏印からの日本撤兵、重慶政府以外の不支持、中国における米日の治外法権放棄、米日間の互恵通商協定締結、米日相互の資産凍結撤廃、円ドル為替の安定などを提案しており、かつての九カ国条約や四カ国条約を想起させるものがあるが、その趣旨は「米国は中国、英国、蘭印を支援するが、日本にもこの陣営への参加を呼びかけた上でアジア・太平洋地域の秩序再編を日指したい」(入江二七三頁) というものである

り、口上書でも（外交上の修辭にせよ）「合衆国政府は……太平洋地域の平和のための広範なプログラムの作成に向けて日本国政府との会談を継続するためのあらゆる機会を提供することをこの上なく真剣に望んでいる」としている。

当時、吉田茂も、「（ハル・ノートは）試案であり、日米交渉の基礎案であるといっている。実際の肚の中はともかく、外交文書の上では決して『最後通牒』（ultimatum）ではなかった筈だ。私は改めて東郷外務大臣を訪ね、……執拗にノートの右の趣旨をいって注意を喚起した」と回想している（『回想十年』第二巻五〇頁、昭32、新潮社）。もつとも、萩原延寿は、吉田の見解に言及しつつも、東郷の苦衷を思うと両論のいずれとも「容易に判断を下せない」と述べている（萩原二八九頁）。

実は、筆者も別の意味で容易に判断を下せないのは、そもそもハル・ノートがアメリカ政府として慎重に考え抜かれた、他に選択の余地のない最後の策であったのかどうか、ということである。一般に、アメリカ側の出方についてはその深謀ぶりを深読みしすぎる傾向がみられるが、ここでは、検証不能ながら、あえて逆の発想から以下の疑問を書きとめておきたい。

まず、大詰めの段階で、アメリカ側が大上段に構えたのは、ここで、かねての持論をぶちまけて交渉にケリをつけようとしたからだ、とも見えるが、ほんとうにそう割り切つて最終的な決断を下した

うえでの措置であつたのかどうか、という疑問である。というのは、さきの暫定協定案を断念した理由の説明（一九四一、一一、二六の大統領あて覚書、駐米イギリス大使や駐米オーストラリア大使との会談メモ<sup>8</sup>など）をみると、関係国の態度に業を煮やして感情的に苛立つていたらしく思えるのである。

すでに日本の暗号電信を傍受解読して日本側の本音と出方を察知していたのであるから、アメリカ側としては、時限装置の付いた「ダモクレスの剣」の下で、わざわざ挑発の非難を受けかねない大仰なハル・ノートを出す必要はなかつたはずである。

むしろ、あせる日本を挑発しないよう、日本にとって一概に拒否しにくいソフトな案を提示して日本の最終的な出方を見る（あるいは時限装置の作動に備える）という慎重な対応こそが、アメリカ側としてとるべき方策ではなかつたか。

そう考えてくると、ハル・ノートの提示はいかにも軽率であつて、おそらく最終決断が熟しきれないまま、なんらかの政府首脳間の事情から、事を急いで提示してしまつたきらいがあるように思えない。

現に、ハル自身がルーズベルトの求めに応じて書いた天皇あて親電の草案（一二月六日）は、いつ

たん諦めたはずの暫定協定案に似ているし（阿部二三七―二四〇頁）、発信された親電の内容も、後述のように暫定協定案に近く、ハル・ノートの撤回修正を示唆したものと見てもよいようなものであった。（ハル・ノートにこだわらないでほしい）というサインかもしれない。なかつた。

さらに推測を重ねれば、アメリカ側にも大統領、國務長官、軍首脳の間には微妙なズレがあり、ハル・ノートを出しておきながら、なお迷いが残っていたのではないか。

後述の大統領親電も、たんなる記録づくりのジエスチュアのように見えながら、やはり冷徹なルーズベルトとしても、駄目でもとものラスト・チャンスを見きわめたい、という一抹の逡巡があつたことのはたけではないか。そうでなければ、後述のように、新聞発表までして、わざわざハル・ノートから離れて自分の手を縛るような内容のメッセージを発するほどの動機に乏しいように思われる。

「私は手を引いた、あとは陸海軍だ」と外交を投げ出したはずのハル自身にしても、外交首脳としては早まったという思いが残らなかつたかどうか。さきにも述べたように、ハルが暫定協定案についてハル・ノート提示後にグルーあてに電報を発したのは、日本側の電信傍受を期待しての秋明の試みだつたかもしれない。

ハルとしては、いくらかの悔いが消えないままに大統領から天皇あて親電発信を急がされ、そうこ

うするうちに日本から対米覚書の暗号発信が始まり（ワシントン六日午前六時三〇分以降）、これを解読するうちに、ただならぬ内容に気づき、あわてて大統領親電の新聞発表を先に行い（六日午後七時四〇分）、その二〇分後にグルー大使あて予告電を發し、その一時間後の午後九時に、やっとグルーへの電報発信<sup>9</sup>ということになったのではないか。

それから、もうひとつの疑問は、暫定協定案を断念してハル・ノートを用意する際に、なぜ最終局面を想定してイギリス、オランダなどと緊急の意見調整をしなかったのか、予想される日本の南方作戦に備えて、たとえばマレー半島や蘭印の防備強化など関係国間の協力体制について協議をしなかったのか、そのための時間稼ぎとして日本の乙案への回答をなんとか引き延ばす手を打ったうえで最終案を提示しなかったのか、関係諸国との間にそれほど緊密な連携はなかったのか、といったことである。

盟友イギリスに対してさえも、ハル・ノート自体は見せていなかったようである。一月二九日、駐米イギリス大使ハリファックスの代理としてキャンベル公使から、「対日通告文書の『写し』」を見せてほしい旨のイーデン外相の意向を伝える書信<sup>10</sup>がハルあてに出されており、また駐日イギリス大使クレギーも「『ハル・ノート』なるものは戦争勃発後新聞で始めて見た」と述べたという（東郷三七三

頁。かねがねクレギーは、イギリスが日米交渉で蚊帳の外におかれていることに不満があつたらしい。<sup>(11)</sup>

なお、ハル・ノートの原案作成には、ソ連のスパイであつた者がかかわつていたといわれるが、その者が実際にソ連のスパイであつて原案作成にいくらか関与していても、問題は、だれそれの秘められた意図を推理することではなく、あくまで國務長官ハルの提示した文書の経緯と内容に照らして、それがどのような外交的意義をもつていたか、ということである。

#### b 日本の対応

かくして日米関係の岐路となつたハル・ノートへの対応について、東郷は、「二部の者が戦後になつて」米国側に全然交渉を成立せしむる意志がなかつたと断ずるは速断に失する、従つてそのまま話を続けていたら、日支問題その他の難問もほぐれて来たかも知れんと云つて、その時の政府当局が交渉を遷延せしめなかつたことを批難したりしているのであるが、……米国側が如何に外交的辞令によつて両国関係が平和的妥結に達することになお希望を有するか、交渉を継続しないと云うのでないと云つたとしても、日本が全面的に屈服する以外に方法はなかつたことは明瞭になつていたのである。」



「交渉を成立せしむる唯一無二の方法は米の要求を全部容るることにあつたのだ。即ち満州事変以前から多年に亙る犠牲を全部的に水泡に帰せしむるのは勿論、大陸から全面的に退却することであつた。」と述べ、もはや交渉の余地がなかつたと断言している（東郷三六六―三六七頁）。

軍部との間にあつて苦しんだ東郷は、ハル・ノートに接したとき「戦争を避けるために眼をつむつて鶴呑みにしようとしてみたが喉につかえて逆も通らなかつた」という（東郷三七五頁）。

東郷によれば、駐日イギリス大使クレイギーが開戦後に引き揚げる際、外相秘書官の加瀬俊一に対し、ハル・ノートについて「あれは日本の国民感情を無視すること甚だしいもので、交渉決裂のやむをえないことがわかつた」という趣旨のことを述べたという（東郷三七三頁）（最終局面で蚊帳の外にあつたクレイギーの外交辞令がいくらか含まれているかもしれない）。

しかし、東郷の苦衷を察しつつ、あえて半世紀後の傍観者の立場からいうならば、その当時いかに軍部の意向に呪縛されていたにせよ、ハル・ノートが前記のような経緯、形式、内容による文書であつたとすれば、この（常套句かもしれないが）「試案にして拘束性のない」はずの文書に圧倒されて、要求貫徹か全面屈服か、「眼をつむつて鶴呑みに」するか、しからずんば………という二者択一しかないと思ひ詰めてしまう発想が、外交首脳としての冷静な受け取り方といえるであろうか。

日米開戦外交年表

1941		1940		1939	日本
4.13	9.27	9.23	7.27		
日ソ中立条約締結	日独伊三国同盟締結	日本軍、北部仏印進駐	大本營政府連絡会議、「時局処理要綱」で武力行使を含む南進決定		
1941		1940		1939	アメリカ
	12.29	7.26	4.17	7.26	
	米大統領炉辺談話 (「米は民主諸国の兵器廠となる」)	石油・屑鉄の輸出制限	ハル長官、蘭印の現状維持のため対日警告	日米通商航海条約破棄廃棄通告(半年後失効)	

7.16	7.2	6.25	5.12	4.16
松岡を外すため近衛内閣総辞職、翌々日、第三次近衛内閣成立	御前会議、南進のため「対英米戦ヲ辞セズ」 〔帝国国策遂行要領〕	大本営政府連絡会議 南部仏印進駐決定	日米諒解案の松岡修正案(原案骨抜き、三国同盟確認など)提示	野村、日米諒解案をハルに見せる (三国同盟の防御性、満州国承認など)

7.25	7.24	6.21	4.16
在米日本資産凍結(英蘭同調)	米大統領、野村大使に南部仏印進駐への懸念と 仏印中立化の構想を表明	ハル、松岡修正案に対する対案(態度硬化)提示 (三国同盟への懸念、日支和平の条件等) あわせて松岡忌避の口上書を提示	ハル長官、日米諒解案につき日本政府の意向打 診(あわせてハル四原則も)

11.20	11.7	11.5	9.6
<p>最後の讓歩案(乙案)提示(日米は仏印以外には武力進出せず、蘭印での物資獲得を保障、米は石油を供給する等)</p> <p>(このときから来栖大使参加)</p>	<p>最後の讓歩案(甲案)提示(日支和平後25年駐留、支那事変解決せば仏印撤兵、三国同盟の日本独自解釈等)</p>	<p>御前会議、「武力発動時機12月初頭卜定メ作戦準備ヲ完整ス」(「帝国国策遂行要領」)</p>	<p>御前会議、10月下旬目途に「戦争準備完整ス」(「帝国国策遂行要領」)</p>

	8.14	8.1
	英米首脳、共同宣言(大西洋憲章)発表	対日石油禁輸

12.7	12.7~12.6	11.26
<p>正午、逋信省、米大統領親電受信、時間切れを図り配達を半日遅らす</p>	<p>pm 8:30 対米覚書を14通に分け野村大使あて順次打電</p>	<p>機動部隊、択捉島ヒトカツブ湾から真珠湾へ向けて出動 幻の東条英米駆逐演説(11・30米紙報道)</p>

12.7	11.27	11.25
<p>am 9:40 天皇あて米大統領親電計画を新聞発表 am 11:00 米大統領親電を駐日グルー大使あて発信(仏印撤兵、中立保障の和平提案) ハルから蒋介石へ伝達 (「日本を思い止まらず最後の策、援蒋ル―トは保障」)</p>	<p>「米日協定基礎案概要」(ハルノート)提示、英蘭と未協議 (「多边的不可侵条約、支那・仏印撤兵など」)</p>	<p>ハル「暫定協定案」(仏印一部撤兵、石油一部解禁等)を作成 中国猛反対↓英国あいまい↓ハル撤回</p>

12.8

am 1:30 マレー半島コタバル上陸開始

am 2:15 真珠湾口で特殊潜航艇が露見、撃沈される

am 3:00 外相、米大統領親電を天皇の前で朗読  
（「すでに潜水艦を撃沈された。いまさら……」、「黙殺できて不幸中の幸い」）

am 3:19 真珠湾攻撃開始（「全軍突撃セヨ」）

am 4:12 タイのシンゴラに上陸

中立国への侵入予定であるため宣戦の詔勅から「国際法遵守」の例文を削除  
英公使、「英タイ友好のため、日本軍の侵入前には一インチもタイ領内に入るな」と軍に要請

12.8

am 0:15 グルー大使、米大統領親電を外相に手交

am 4:20 野村・来栖大使、対米覚書をハルに手交。 東郷外相、米英駐日大使には通告せず。	am 7:30 外相、米英の両駐日大使へ対米覚書の写しを「参考として」手渡す。真珠湾には触れず。	am 11:45 宣戦の詔勅を公表、正午に放送	pm 12:30 政府声明（今日ニ至ツテ、彼ラハ我軍ニ 対シテ直接攻撃ヲ加ヘ来レリ。事茲ニ至ル。）
---	--	-------------------------	--

終 戦 年 表

1945		1944			1943	
3.9	2.14	9.16	9.4	7.22	7.18	
米軍 B 29 が東京上空襲を進行		ソ連、日本の特使派遣を事実上拒否		最高戦争指導会議、対ソ特使派遣決定		東条内閣総辞職
1945		1944			1943	
2.4					12.1	11.28 9.8
米・英・ソのヤルタ会談					米・英・中、カイロ宣言	米・英・ソ、テヘラン会談
					イタリヤ無条件降伏	

国 内

国 外



7.13	7.10	4.7	4.5	4.1
ソ連に、特使・近衛文麿の派遣を申し入れ	最高戦争指導会議、ソ連に終戦仲介依頼のため 特使派遣を決定	鈴木貫太郎内閣成立	ソ連、日ソ中立条約の不延長を通告	米軍、沖縄上陸

7.16	6.26	5.7	5.2	4.30	4.25	4.12
米国、核爆発実験に成功	国際連合憲章調印	ドイツ、無条件降伏	ソ連軍、ベルリン占領	ヒトラー自殺	サンフランシスコ連合全体会議	ルーズベルト死亡、トルーマン大統領就任

8.12	8.10	8.9	8.8	8.6	7.28	7.26	7.18
米バーンズ 國務長官回答 （「日本統治の最終形 態は日本国民の自由な意思による」）	「国体護持」を条件にポツダム宣言受諾の用意を申入れ	ソ連軍、午前0時、北満・朝鮮・樺太に侵攻開始 米軍、長崎に原爆投下	ソ連、対日宣戦布告	米軍、広島に原爆投下	鈴木首相、ポツダム宣言の「黙殺」、 「戦争邁進」と談話	米・英・中、対日ポツダム宣言発表	ソ連、近衛特使を事実上拒否

			8.8				7.17
			ソ連、ポツダム宣言参加				米・英・ソがポツダム会談

	9.24	9.22	9.11	9.9	9.2	8.15	8.14
	マッカーサー、幣原首相に5大改革を要求 (男女同権、労働組合奨励、教育自由化、専制 廃止、経済民主化)	米政府「降伏後初期の対日方針」発表	GHQ、東条ほかの戦争犯罪容疑者の逮捕を指 令	マッカーサー日本管理方式を声明(間接統治、 自由主義助長など)	降伏文書に調印	終戦の詔勅を放送	ポツダム宣言受諾を回答

11.20 10.24

国際連合、正式発足  
ニュールンベルグ国際軍事裁判開廷

1946							
11.3	5.22	5.3	1.4	1.1	12.22	12.17	12.9
日本国憲法公布(1946.5.3施行)	第一次吉田茂内閣成立	極東国際軍事裁判所開廷	軍国主義者の公職追放	天皇、人間宣言	労働組合法公布(1946.3.1施行)	衆議院議員選挙法改正法(婦人参政権など)公布	G H Q、農地改革を指令
1946							



## 著者略歴

田中 清定 (たなか きよさだ)

昭和 28 年、東京大学法学部卒、労働省入省  
東京労働基準局長、労働保険審査会会長など歴任  
現在、関東学園大学法学部教授 (労働法担当)

## 主な著書

「労働政策をめぐる諸問題」(三信図書)  
「概説・労働基準法」(労働法令協会)  
「労働法の課題」(労働法令協会)

## 開戦と終戦のとき

2002年11月27日 第1刷発行

著者 田中 清定

発行者 池上 淳

発行所 〒229-1124 神奈川県相模原市田名11240

アメニティタワー5F

## 現代図書

TEL 042-763-6442(代) FAX 042-763-6436

振替口座 00200-4-5262 ISBN 4-434-02617-8

URL <http://www.gendaitosho.co.jp/>

E-mail [shoseki@gendaitosho.co.jp](mailto:shoseki@gendaitosho.co.jp)

発売元 〒112-0012 東京都文京区大塚 3-21-10

株式会社 星雲社

TEL 03-3947-1021(代) FAX 03-3947-1617

印刷・製本 青史堂印刷

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。 Printed in Japan 2002





9784434026171



1920231007625

ISBN4-434-02617-8

C0231 ¥762E

発行所 現代図書  
発売元 星雲社

定価(本体762円+税)